



家さんの徹底した飼養衛生管理をお願いします！

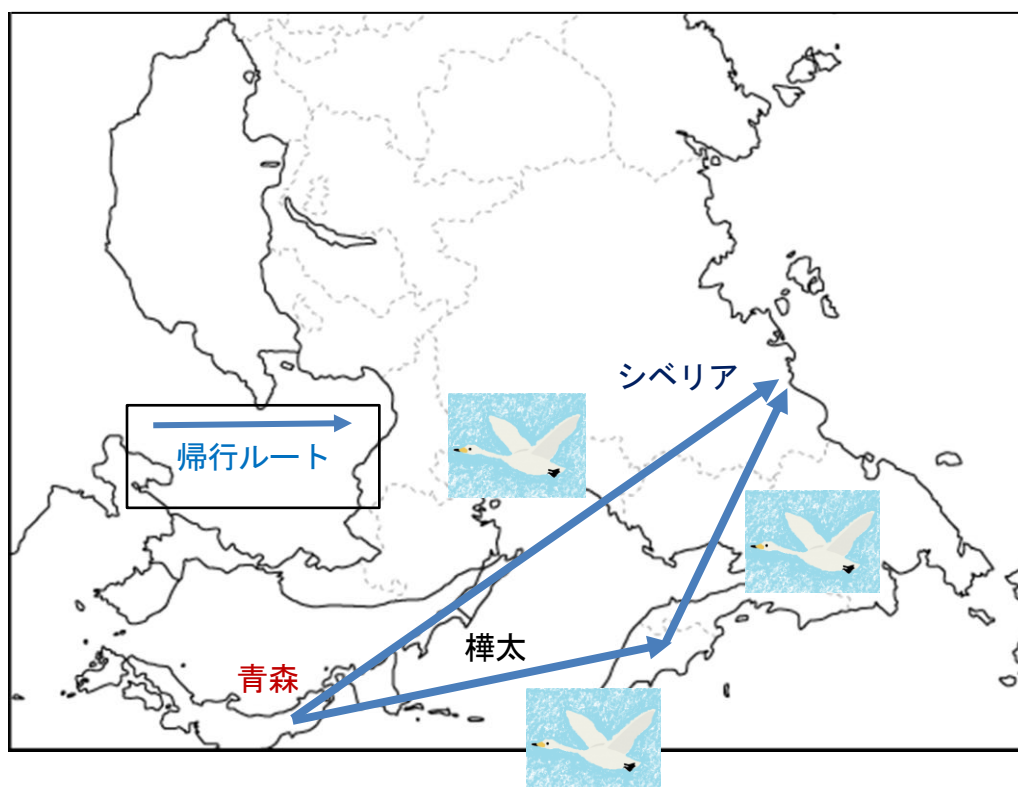
平成30年3月1日から18日にかけて、兵庫県伊丹市で回収された死亡カラス38羽から**高病原性鳥インフルエンザ（H5N6）ウイルス**が分離されました。

このことは、国内に本病のウイルスが存在していることを示しており、本病の発症リスクは依然として高い状態です。

青森県では、平成20年4月に回収された死亡白鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例があります。

日本で越冬した渡り鳥の繁殖地（シベリア）への帰行が4月上旬から5月下旬まで続くので、注意してください。

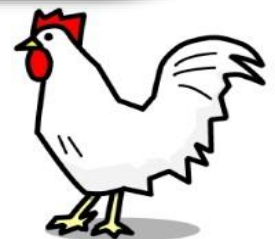
渡り鳥の帰行ルート



鶏などの家きんを飼養している皆様は、飼養衛生管理基準を守り、本病の侵入防止対策を徹底してください。

飼養衛生管理基準の要点

- 1 伝染病の発生予防やまん延防止に関する最新の情報を把握する
- 2 衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界がわかるようにする
- 3 衛生管理区域内に関係者以外の立ち入りを禁止し、衛生管理区域専用の衣服や靴を設置するなど病原体の持込み防止に努める
- 4 家きん舎の屋根、壁面及び防鳥ネットに破損がある場合は、速やかに修繕するなど野生動物の侵入防止に努める
- 5 家きん舎及び器具を清掃又は消毒し、衛生管理区域の衛生状態を確保する
- 6 家きんに異状が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報する
- 7 埋却地を準備する
- 8 衛生管理区域に立入った者に関する記録や家きんに関する記録を作成し、保管する
- 9 大規模養鶏場にあっては、担当獣医師を定め、家きんの健康管理について、定期的に指導を受ける



家きんに異状が見られたら、ただちに

青森家畜保健衛生所 **にご連絡ください**

電話:017-764-1744

夜間・休日:090-2274-0474